本件請求は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理由)

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、①自治会町内会連合会(以下「連合」という。)に対し、防災訓練を行うたびに根拠もなく違法に奨励金が支出されているので返還させる措置、②連合が地域防止拠点に交付された地域防災拠点活動奨励金の一部を違法に徴収し、地域防災拠点の防災訓練をないがしろにする、連合の防災訓練を行なっており、損害賠償請求を求める措置、③地域防災拠点の避難区域を変更したことは、横浜市防災計画で規定された考慮すべき変更要件に違反しており違法であるので、元に戻す措置を求めています。

しかしながら、いずれについても、請求人は意見を述べているにすぎず、違法又は不当とする事実を証する書面の添付がされているとは認められません。加えて、地域防災拠点の避難区域の変更については、非財務会計行為であり、財務会計上の行為に該当するものとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。